

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会 会長 殿

受付日: _____ ☐ 郵送受付

受付市町村: _____

申込みにあたり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。

1. 記入した 個人情報 については、本制度に必要な範囲で 第三者に提供すること に同意します。
2. 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の 関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けること に同意します。
3. 私は現在、 生活保護 を受給していません。
4. 私は現在、 自己破産 の手続きを行っていません。
5. 本貸付金を事業の 運転資金として使用しません 。
6. 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
7. 私及び私の世帯の者は、 暴力団員 ではありません。また、借入期間中においても 暴力団員 にはなりません。
8. 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る 暴力団員該当性情報の提供 を求めることに同意します。 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
9. 貸付審査の結果、 貸付不承認となった場合、理由は開示されないこと に同意します。

上記9項目に相違ありません	署名	_____	※太枠内をご記入ください。
---------------	----	-------	---------------

記入年月日	令和 年 月 日	県社協受付日	_____	支店/受付番号	_____
-------	----------	--------	-------	---------	-------

申込金額	_____ 万円	据置期間	ア.令和5年12月まで イ.その他()か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
借入申込者	氏名	_____	印	性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
	現住所	(〒 _____) _____ 自宅電話 (_____) _____ 携帯電話 (_____)					
	勤務先名称または職業	_____	勤務先等住所	_____ 電話 (_____)			
借入申込者の世帯状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患等、要介護者、学校休校等)	
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R		ア.罹患等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合	
	2	夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合	
	3	夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合	
	4	夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合	
その他 名 _____							
口座振込の場合 貸付金振込先	金融機関	_____	支店名	_____	預金種別	☐ 普通・ ☐ 当座	
	口座番号	_____	口座名義人(カタカナ)		_____		
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入		新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☐ 今後10万円を超える資金需要があるため					
本特例貸付の利用実績; ☐ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.すでに借入したことがある(受付日: _____ / 借入金額 _____ 万円)							
外国籍の方で在留期間が1年以内の方; ☐ 在留期間が延長の予定							

緊急小口資金特例貸付
借 用 書

借 用 金 額		万円
---------	--	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 年 月 日生 昭和 平成

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	☐ 令和 5 年 12 月まで ☐ その他 (か月)
	償還期間	か月 (最大 24 か月)
	償還方法	☐ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086 (226) 3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086 (226) 9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 年 月 日

(借入申込者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会 会長 殿

申込
○記
○貴
に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署等に借入を行って
○私及び私の世帯の者は、暴力団員等ではありません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署等に私又は私の
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由

1つでも該当しないものがあれば、貸付の対象とはなりません。

必ず自筆の署名をお願いします。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等があるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が4人以上いるとき。

エ 世帯員にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

上記内容に相違ありません		署名	●● 一郎		※太枠内をご記入ください。	
記入年月日	令和 年 月 日	希望がない場合は、アを選択してください。		この欄は担当職員が記入します。		
20万円以内の金額を記入してください		申込金額	20 万円	据置期間 (12ヶ月以内)	ア 令和5年12月まで イ その他 () か月	償還期間 (24ヶ月以内)
据置期間については、希望がなければ「令和5年12月まで」を選択ください。 据置期間を短くし、償還(返済)を開始することはできません。		性別		男性 ☒ 女性 ☐	生年月日	大正 昭和 平成 ●● 年 3月 25日 (満 40 歳)
借入申込者		勤務先名称または職業		飲食店経営	勤務先等住所	
借入申込者の世帯状況		フリガナ		氏名	勤務先・学校名	
1		●● 桃子		夫・妻・子・父・母・その他	特記事項(感染罹患等、要介護者、学校休校等)	
2		●● 桃子		夫・妻・子・父・母・その他	ア. 罹患等 イ. 要介護者 ウ. 世帯員が4人以上 エ. 子の世話①② オ. 個人事業主 カ. 必要な場合	
3		●● ころ		夫・妻・子・父・母・その他	ア. 罹患等 イ. 要介護者 ウ. 世帯員が4人以上 エ. 子の世話①② オ. 個人事業主 カ. 必要な場合	
4		●● ころ		夫・妻・子・父・母・その他	ア. 罹患等 イ. 要介護者 ウ. 世帯員が4人以上 エ. 子の世話①② オ. 個人事業主 カ. 必要な場合	
その他 名		●● ころ		夫・妻・子・父・母・その他	ア. 罹患等 イ. 要介護者 ウ. 世帯員が4人以上 エ. 子の世話①② オ. 個人事業主 カ. 必要な場合	
口座振込の場合		貸付金振込先		●● 支店	預金種別 ☒ 普通 ☐ 当座	
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入		新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減		☒ 今後10万円を超える資金需要があるため		
本特例貸付の利用実績;		☒ ア. 今回が初めての借入 ☐ イ. すでに借入したことがある		特記事項の力に該当し、10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに○をご記入ください。		
外国籍の方で在留期間が1年以内の方;		☒ 在留期間が延長の予定		在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに○をご記入ください。		

緊急小口資金特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借 用 金 額

20

万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長
(借受人)

太枠内を自筆し、押印してください。

住 所	〇〇市■■■■●●		
氏 名	●● 一郎	印	
生年月日	大正 昭和 平成	●●年	3 月 25 日生

【借入要項】

1 貸付金の 受領方法	据置期間：希望がなければ「令和5年12月まで」を選択ください。 据置期間を短くし、償還（返済）を開始することはできます。		
2 貸付金の償還	据置期間	☒ 令和5年12月まで ☐ その他（ ） か月	
	償還期間	24 か月（最大24か月）	
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までの未償還残元金に対し、年利〇・〇〇％は、償還期間経過後の残元金に対し、年利〇・〇〇％は、償還期間経過後の残元金に対し、年利〇・〇〇％		

借入申込書と同様の期間、償還
方法をご記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
この欄は担当職員が記入します。				
				市区町村社協

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

必ず、自筆・押印をお願いします。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

●●県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの皆さまへ

2022年4月26日時点

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

岡山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

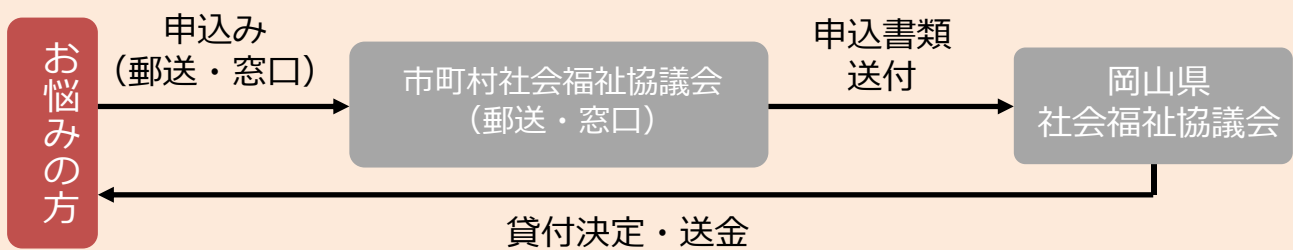
本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

申込受付期間：令和2年3月25日（水）～令和4年8月31日（水）

※申込受付は、令和4年8月31日消印有効とします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申込みにご協力ください。

貸付手続の流れ



相談・申込窓口

※申込書類は、下記の市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

●お住まいの地域の市町村社会福祉協議会（郵送・窓口）

市町村名		電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岡山市	受付 電話 番号	070-4442-5980	玉野市	(0863)31-5601	赤磐市	(086)955-5500	新庄村	(0867)56-2001
		070-3996-1950	笠岡市	(0865)62-3507	真庭市	(0867)42-1005	鏡野町	(0868)54-1243
倉敷市	本所	(086)434-3301	井原市	(0866)62-1484	美作市	(0868)73-0330	勝央町	(0868)38-2160
	水島 事務所	(086)446-1900	総社市	(0866)92-8555	浅口市	(0865)44-7744	奈義町	(0868)36-6363
	児島 事務所	(086)473-1128	高梁市	(0866)22-7243	和気町	(0869)93-2002	西粟倉村	(0868)79-2561
	玉島 事務所	(086)522-8137	新見市	(0867)72-7306	早島町	(086)482-3000	久米南町	(0867)28-2000
	真備 事務所	(086)698-4883	備前市	(0869)64-3033	里庄町	(0865)64-7218	美咲町	(0868)66-0970
津山市		(0868)23-5130	瀬戸内市	(0869)22-2940	矢掛町	(0866)82-0848	吉備中央町	(0866)54-1818

※相談・申込み受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

※上記のうち、倉敷市社協 本所（くらしき健康福祉プラザ）は、月曜日・祝日が定休日となります。

実施主体：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

連絡先：〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内 TEL：（086）226-3544

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 **20万円以内**

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に下記の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子

②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子

オ 世帯員に個人事業主等があり、その収入減少による生活に要する費用が不足するとき

カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

・ 今後10万円を超える資金需要がある場合等。

■据置期間 **1年以内**

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年4月以降の申請者については、令和5年12月末まで延長。

■償還期限 **2年以内**

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

- ※ 詳しくは表面をご確認ください。

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

※ 令和2年10月以降の申請においては、申請の際に、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが要件化されていますので、同意いただく必要があります。

■貸付上限額

（2人以上の世帯） 月20万円以内

（単身世帯） 月15万円以内

■貸付期間 原則3月以内

■据置期間 **1年以内**

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大
- ※ 令和4年4月以降の申請者については、令和5年12月末まで延長。

■償還期限 **10年以内**

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

- ※ 詳しくは表面をご確認ください。

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し、お住いの市町村社会福祉協議会へ郵送ください。

また、申請書類等においては、ご自身の控え用としてコピーをお取りください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	・ 申込書 2 か所に「氏名」記入・1 か所「押印」（太枠内）した ・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した ・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 住民票	・ 住民票に世帯全員が記載されている ・ 借入申込書と住所が一致している	☐ ☐
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした ・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している	☐ ☐
(4) 本人確認書類	・（日本国籍の方の場合）いずれかの本人確認書類をコピーし同封した ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 ・（外国籍の方の場合）下記の本人確認書類をコピーし同封した オ. 在留カード（特別永住者証明書）	☐
(5) 同封書類	・ すべての書類が揃っている ※控え用にコピーをとった。 a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本/マイナンバー記載なし） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー）	☐